

租税条約の規定による令和

年度分個人市・府民税の免除に関する届出書

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第11条に基づき、次のとおり届け出ます。

八幡市長 あて

年 月 日

市・府民税の免除を受ける者	氏 名			
	住 所 (居 所)			
	生 年 月 日	年 月 日	年 齢	歳
	国 籍	入 国 年 月 日	年 月 日	
	在 留 資 格		納 税 地	
	在 留 期 間	年 月 日から		年 月 日
	入 国 前 の 住 所			
在籍する学校、訓練を受ける事業所等	名 称			
	所 在 地			
租税条約の規定に基づく所得税の免除について	所得税については、日本国と との間の租税条約第 条第 項により、租税条約に関する届出書を 年 月 日に税務署に提出して免除を受けています。			
免税となる所得	支払者名称(氏名)			
	支払者所在地(住所)			
	契 約 期 間	年 月 日から		年 月 日
	所 得 の 種 類		支 払 金 額	
	支 払 方 法		支 払 期 日	
	職 務 の 内 容		資 格	
納 税 管 理 人 ※届出している場合	氏 名			
	住 所			
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項				

【添付書類】

- *税務署に提出した「租税条約に関する届出書」の写し(税務署受付印のあるもの)
- *学生の場合は在学証明書、事業修習者の場合は事業修習者であることを証明する書類、交付金等の受領者である場合は、交付金等の受領者であることを証明する書類、雇用契約等を締結している場合は、雇用契約等の契約書

【注意事項】

- *この届出書は毎年提出していただく必要があります。
- *提出期限(3月15日)までにご提出ください。(土、日曜日、祝日及び振替休日の場合は翌開庁日)
- *提出がない場合は、免除が受けられませんのでご注意ください。